

産廃処分場控訴審 あす上告期限

判決に戸惑う行政

旭市、銚子市、東庄町で計画されている産業廃棄物最終処分場を巡り、設置を許可した県に周辺住民が取り消しを求めた行政訴訟で、一審に続き5月20日の控訴審でも県は敗訴した。上告期限が3日に迫る中、県や廃棄物処理法を所管する環境省は「法手続きに沿った許可を否定されれば行政が立ちむかなくなる」と反発を強める一方で、判決で指摘された問題の一部は法改正も含めた検討を始めた。

一、二審とも ずさんさ指摘

「とにかく処分場を造らなければならぬのは誰しもおわかりだと思います」

廃棄物処理法は、発生する問題が多様で複雑なことから行政の対応が後手にまわり、対症療法治的な改正を繰り返し

旭市、銚子市、東庄町で計画されている産業廃棄物最終処分場を巡り、設置を許可した県に周辺住民が取り消しを求めた行政訴訟で、一審に続き5月20日の控訴審でも県は敗訴した。上告期限が3日に迫る中、県や廃棄物処理法を所管する環境省は「法手続きに沿った許可を否定されれば行政が立ちむかなくなる」と反発を強める一方で、判決で指摘された問題の一部は法改正も含めた検討を始めた。

（有山佑美子、長屋護）

日の記者会見。一審、二審とも県の審査のずさんさを指摘されただけに森田健作知事は戸惑いの表情を浮かべた。

「事業者に処分場を維持・管理する経済的基盤がなく、周辺住民が重大な被害を受ける恐れがある」と指摘。その上で「調査すべき義務がある」というべきところを十分に行つていいなかった」と県の審査の甘さを批判した。

審査基準改正 環境省が検討

ている、との指摘が学識経験者や法曹界にある。控訴審では、業者が規制強化を盛り込んだ改正法施行直前に設置申請したため、許可の是非は法改正で新たに加わった要件を適用して判断すべきかどうかが争点となつた。

（有山佑美子、長屋護）

判決は、改正後の要件を適用することが立法の趣旨に沿うと指摘。改正法が定めた環境影響調査や住民の意見書提出などの手続きをせずに許可した県の対応は違法とした。

一審の千葉地裁では法解釈をめぐる判断はなかつたが、

「事業者に処分場を維持・管

理する経済的基盤がなく、周

辺住民が重大な被害を受ける

恐れがある」と指摘。その上

で「調査すべき義務がある」と

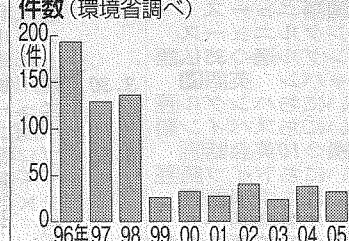
いうべきところを十分に行つ

ていなかつた」と県の審査の

甘さを批判した。

（有山佑美子、長屋護）

The Asahi Shimbun
産業廃棄物最終処分場の新規許可件数(環境省調べ)



業者の経営状況をどうまで審査すべきかという問題について見直し着手した。

（有山佑美子、長屋護）

（有山佑美子、長屋護）

（有山佑美子、長屋護）

暑らし